

判決年月日	平成20年7月14日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成18年（ム）第10002号 平成19年（ム）第10003号		
○特許権に基づく侵害行為の差止め等の請求を認容した確定判決が、その後に当該特許権の無効審決が確定したことを理由に提起された再審の訴えに基づき、取り消された事例。			

（関連条文）民事訴訟法338条1項8号

再審被告は、海苔異物除去機（再審原告製品）を製造販売する再審原告の行為が、再審被告の特許権（本件特許権）を侵害するとして侵害行為の差止め等を求める訴えを東京地方裁判所を提起し、同裁判所は再審原告製品の製造販売行為の差止め等を命じる判決を言い渡した。再審原告は同判決を不服として東京高等裁判所に控訴を提起したが、同裁判所は控訴を棄却し、同判決（原判決）は確定した。

本件は、原判決が確定した後、本件特許権についての無効審決が確定したので、再審原告が民事訴訟法338条1項8号の再審事由があるとして、原判決の取消しと再審被告の上記本案請求の棄却を求めて提起した再審の訴えである。

主な争点は、再審原告が本件特許権についての無効審決の確定に基づく権利消滅の抗弁を主張することが、権利の濫用であり、信義則に反し許されないかどうか（争点1）、本件特許権の侵害に基づく損害賠償請求訴訟における和解（本件和解）の趣旨に照らし、信義則に反し許されないかどうか（争点2）、である。

本判決は、争点1について、再審被告が「①前審控訴審の口頭弁論終結日はキルビー判決の後であるところ、キルビー判決後においては、裁判所は特許権侵害訴訟において特許の有効無効を判断することができるようになったのであり、現に再審原告は本件特許が無効である旨主張したが、原判決はこれを排斥し、再審被告の本案請求を認容した一審判決を是認したのであるから、原判決の確定により本件特許の有効無効問題は決着済みであるとして、原判決で審理判断された無効理由とは別個の無効理由であっても、その主張は遮断されるべきであり、これを蒸し返すことは許されない、②民事訴訟の紛争解決機能に基づき、特許の有効無効問題の点も含めて審理判断をした確定判決による決着は尊重される必要があり、無効審決が確定しても覆されるべきではない」と主張したのに対し、「原判決は、無効理由の存在の明白性という権利濫用の抗弁について判断した上で本案請求を認容した一審判決を維持したのであるから、たとえ同抗弁で主張したものと別個の無効理由であっても、原判決の確定後にこれを主張し、本案に係る訴訟物の存否を争うことができるとすることは、確定判決に求められる紛争解決機能を損ない、法的安定性を害するとともに、確定判決に対する当事者の信頼をも損なうこととなるから、再審被告の前記①、

②の主張もそのような趣旨のものとして理解する余地はある。しかしながら、そうだとし
ても、再審被告の前記①、②の主張は、結局、確定判決に認められる既判力に基づく遮断
効を主張するものに過ぎないのであって、再審開始決定が確定した後の本案の審理におい
ては、判決の確定力自体が失われているのであるから、再審被告の前記①、②の主張は、
その前提を欠くものといわざるを得ない。」とし、また、「特許権侵害訴訟を審理する裁
判所は、キルビー判決後においても、特許が有効であることを前提とした上で、権利濫用
の抗弁となる無効理由の存在の明白性を判断するのであり、特許の有効無効それ自体を判
断するものではないのであるから、キルビー判決の法理に基づく権利濫用の抗弁と無効審
決の確定による権利消滅の抗弁とは別個の法的主張と理解すべきものである。したがって、
原判決が再審原告の主張した権利濫用の抗弁について判断したからといって、本件特許の
有効性について判断したものとはいえず、また、原判決の確定により本件特許の有効無効
問題が決着済みとなったということもできない。加えて、前記(1)のとおり、再審原告が
前審控訴審で権利濫用の抗弁として主張した無効理由と本件特許を無効とした無効審決の
理由とされた無効理由は異なるものであり、しかも、原判決の当時、無効審決の無効理由
とされた公知例の存在を再審原告が認識していなかったことは当事者間に争いが無いこと
からすれば、再審原告が無効審決の確定による権利消滅の抗弁を主張することが無効理由
の主張を蒸し返したものであるとは認められないのであり、この点からも再審被告の前記
①の主張は失当である。」と判示して再審被告の主張は採用できないとし、さらに、再審
被告の「③原判決が言い渡される前から無効審判請求が繰り返された経過からみても本件
特許の有効無効問題は決着済みというべきである」との主張についても、「無効審判の請
求人及び請求期間には制限がなく、また、特許無効審判の確定審決の登録による同一事実
及び同一証拠に基づく対世的な一事不再理効の制約(特許法167条)に抵触しない限り、
同一人であっても再度の無効審判請求ができる等の無効審判制度の趣旨に照らすならば、
無効審判請求を繰り返し行ったとの一事をもって直ちに再審原告と再審被告との間におい
て前記第2の1(5)、(6)の無効審決がされる前に本件特許の有効無効問題に決着がついた
ものと扱うべき理由はないし、本件全証拠を検討しても、再審原告の無効審判請求が濫用
的なものであってそれによる法律効果の主張を再審開始後の本案の審理において制限しな
ければならない事情は窺われ」ないとして、再審被告の主張は理由がないとした。

次に、争点2について、「本件和解が成立した当時、再審原告がした本件特許について
の無効審判請求が特許庁に係属しており(本件特許1については2回目、同2については
1回目の無効審判請求)、かかる状況を前提として、再審原告は再審被告に対し和解金を
支払うものの、無効審決が確定しても再審被告は和解金の返還義務はないとされ、他方、
上記無効審判請求はそのまま維持され、また、将来の無効審判請求を禁止する条項もなか
ったというのであるから、本件和解においては、原判決の認めた侵害行為の差止め等に関
して何らの合意も成立しておらず、また、前提とされていなかったものと認めるのが相当
である。したがって、将来本件特許を無効とする審決が確定しても、原判決の認めた侵害

行為の差止め自体はそのまま維持することが本件和解の内容であるとの再審被告の上記主張は理由がない。」と判示して、権利消滅の抗弁を主張することは本件和解の趣旨に反するものではないとした。

以上の結果、再審原告製品の製造販売行為の差止め等を求める再審被告の本案請求は理由がないとして、原判決を取り消し、再審被告の本案請求を棄却した。